○農林水産省告示第千二百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和四十三年四月十九日農林省告示第五百六十四号（瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

和歌山の項を次のように改める。

和歌山	一七〇（〇）	九一六（一五〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	一七〇（〇）	九一六（一五〇）

○農林水産省告示第千三百号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十二号（中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

和歌山の項を次のように改める。

和歌山	二七（四）	四八〇（一六〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	五〇〇（二〇五）	八、三七一（四、五四六）

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字双珠別二三四八の一地先・二三四八の一・二三四八の二・二三四八の六・二三四八の七・二三四九の一・二三四九の三（以上一筆地先六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学六七地先（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町栗谷字大田二二二の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字高野二二一五五・五一二〇の一・五一二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二五七、二二六〇から二二六三まで、五一二二、五一二六、字池ノ谷越四八九七の二・四八九七の六・四八九七の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字井戸ノ谷五一一六の二（次の図に示す部分に限る。）、字円ノ谷五一三四から五一三六まで・五一四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五一三七から五一三九まで、五一四一、五一四二、字杤古谷五一五六の二・五一五六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字土原谷五四八〇の四、五四八一から五四八三まで、五四八五の一、字錦谷五四八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町滝谷字木戸口一一七、一一八、一六五の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、熊内字大谷四五一、四五二、四六六（次の図に示す部分に限る。）、蘭字柿木谷一一三三、字**櫨櫨**谷一一四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木戸口一一七・一七三の一・字大谷四五一・四五二・四六九、字柿木谷一一三三・字**櫨櫨**谷一一四七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町南字奥嶋尾八二の四三（次の図に示す部分に限る。）、滝谷字雲母谷二九三の四七、二九三の五八

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥嶋尾八二の四三・字雲母谷二九三の五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九三の四七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。